

改正

平成19年4月1日規則第5号

平成23年3月31日規則第10号

平成28年12月1日規則第35号

平成30年10月1日規則第26号

令和3年3月19日規則第13号

金ケ崎町肉用牛導入資金貸付事業基金条例施行規則

金ケ崎町肉用牛貸付事業基金条例施行規則（平成12年金ケ崎町規則第44号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、金ケ崎町肉用牛導入資金貸付事業基金条例（平成12年金ケ崎町条例第39号）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸付）

第2条 町長は、肉用牛の導入資金として条例第3条の規定を満たす者に対して金ケ崎町肉用牛導入資金貸付事業基金（以下「基金」という。）を貸付けるものとする。

- （1） 金ケ崎町内に住所を有し、肉用牛経営を営む80歳未満の個人、または、金ケ崎町内に事業所及び代表者の住所を有し、肉用牛経営を営む従業員5人以下の法人
- （2） 肉用牛の適切な飼養管理が可能で粗飼料の有効利用が可能な者
- （3） 過去1年間において、基金及び税金の滞納がないこと。

（借受申請及び貸付決定）

第3条 前条の基金の貸付を受けようとする者は、基金借受申請書（様式第1号）を導入希望日の前月15日までに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、必要事項を審査のうえ貸付の可否を決定し、貸付決定者に基金貸付決定通知書（様式第2号）により通知する。
- 3 前項の規定による貸付の決定を受けた者は、決定を受けた日から6月以内に導入しなければならない。

（保証人）

第4条 前条の申請には、連帯保証人1人を立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、町内に居住する債務の負担能力を有する者でなければならない。

(審査会)

第5条 基金の貸付けに関する事項を審査するため、基金貸付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 委員は、副町長及び職員のうちから町長が委嘱する。
- 3 審査会の委員長は副町長をもってあて、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 審査会は次の事項を審査する。
 - (1) 借受申請の適否
 - (2) 貸付金の額及び頭数の調整
 - (3) 基金の管理計画
 - (4) その他必要な事項

(契約の締結)

第6条 町長は、第3条第2項の規定により貸付決定した者（以下「借受者」という。）について資金貸付に関し必要な事項を明記した契約を締結する。

(契約の解除)

第7条 町長は、条例第7条の規定に基づき繰上償還させるときは、前条の規定に基づく契約を解除するものとする。この場合借受者は、速やかに貸付金の全額を町に償還しなければならない。

(事業運営懇談会)

第8条 町長は、事業の運営に際し畜産農家及び関係機関団体の意見を聴くため、岩手ふるさと農業協同組合畜産担当課長、同農業協同組合畜産関係部会長及び町農林課長をもって構成する事業運営懇談会を開催することができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の金ケ崎町肉用牛貸付事業基金条例施行規則の規定に基づいて貸付のあった貸付牛については、なお従前の例による。

附 則（平成19年規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第10号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の金ケ崎町肉用牛貸付事業基金条例施行規則の規定に基づいて貸付のあった貸付牛については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月1日規則第35号）

- 1 この規則は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、改正前の金ケ崎町肉用牛貸付事業基金条例施行規則の規定に基づいて貸付のあった貸付牛については、なお従前の例による。

附 則（平成30年10月1日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

金ヶ崎町肉用牛導入資金貸付事業基金借受申請書

金ヶ崎町長 様

年 月 日

申請者 住所

氏 名 印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

生年月日 年 月 日生

(世帯主名)

電話番号

連帯保証人 住所

氏 名 印

生年月日 年 月 日生

電話番号

金ヶ崎町肉用牛導入資金貸付事業基金条例施行規則に定める規定に基づき、別紙調書を添えて基金の借受を申請します。

記

- 1 希望頭数 頭
- 2 貸付対象牛の種類 繁殖雌牛 肥育素牛 (どちらかに○)
- 3 資金借受希望期間 年 月 日から 年 月 日まで

※ 納税証明書1通を添付のこと。

借 受 申 請 調 書

1 申請者が個人の場合、本人及び家族の畜産経営従事状況

氏 名	続柄	生年月日	職 業	年間従事日数
	本 人			

※畜産経営に従事していない家族については、記入不要です。

2 申請者が法人の場合、代表者及び構成員の状況

氏名	生年月日	役職	住所

3 経営の概況（申請者が個人の場合は本人が属する世帯）

経営農用地 (a)		家 畜 (頭)			農業以外の経営	
水 田		乳 牛	成牛 () 育成 () 子牛 ()	種 類		
普 通 畑 ()		肉 牛	繁殖 成牛 () 育成 ()	取 扱 品		
樹 園 地 ()			肥 育 成牛 () 育成 ()	店 舗	無 有 () m ²	
飼 料 畑		豚	繁殖 () 肥育 ()			
牧 草 地		鶏	採卵 () ブロイラー ()	そ の 他		

4 肉用牛の飼育状況等

牛 房	カ所	平方メートル
粗飼料の自給 (該当に○印)	1 畦畔草を含む自家生産による 2 近所から無償又は安価供給を受ける 3 その他 ()	
繁殖牛又は肥育牛の飼育経験	飼育経験期間 年 月 ~ 年 月まで (又は現在)	
	飼育経験期間における年平均飼養頭数	頭
肉用牛に関する表彰等	表彰年月 (年 月) 共進会等名 () 部 門 ()	
独自の飼育管理の方法について		

※ 別紙「借受申請書 (様式第1号) に係る補足」を添付のこと。

(別紙)

借受申請書(様式第1号)に係る補足

1. 希望する貸付対象牛の内容

	繁殖雌牛		肥育素牛	
希望頭数	概ね6カ月齢以上 15カ月齢未満 頭(上限90万 円/頭)	17カ月齢以上 60カ月齢未満 (妊娠牛) 頭(上限120 万円/頭)	概ね6カ月齢以 上15カ月齢未満 頭(上限90 万円/頭)	概ね6カ月齢以 上15カ月齢未満 (県有種雄牛) 頭(上限120 万円/頭)
希望期間	年 月 日から 年 月 日(4年以内)		年 月 日から 年 月 日(2年以内)	
合計	円(上限240万円)		円(上限400万円)	

2. 添付書類について

下記の書類の提出をお願いいたします。

- (1) 申請者の納税証明書1通
- (2) 連帯保証人の方の印鑑証明書1通

※連帯保証人の方には実印を押印してもらうようお願いいたします。

金ヶ崎町肉用牛導入資金貸付事業基金貸付決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

金ヶ崎町長

年 月 日付けで申請のあった金ヶ崎町肉用牛導入資金貸付事業に基づく基金の借受申請については、下記のとおり貸付することと決定したので通知する。

記

- 1 貸付対象牛の頭数 頭
- 2 用 途 繁殖素牛・肥育素牛
- 3 貸付期間 年 月 日から
年 月 日まで